

「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」
について、学識経験を有する者、関係住民等、関係県から
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係住民等、関係県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しています。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 1 鬼怒川の流域及び河川の概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼怒川の流域及び河川の概要について <ul style="list-style-type: none"> ・ 川幅だけでなく、深さについても記載すべき。 ・ 人口について、2015年の国勢調査の速報値も取り込むべき。 ・ 人口減少が確実に予測されるため、人口減少と記載すべき。 ・ 人々の生活スタイルがどう変わるのか具体的に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼怒川の概要として、鬼怒川流域の地形からその特徴を簡潔に記載しています。 ・ 人口の推移については、鬼怒川流域の概要として、現時点で公表されているデータを用いて整理し記載しています。 ・ 鬼怒川の概要として、流域に係る産業別就業者数の構成の推移を簡潔に記載したものです。
1. 2 治水の沿革	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水の沿革について <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域面積の1/3がダムの集水面積である特殊な河川だということを記載すべき。 ・ 鬼怒川水海道の計画高水流量は、過去の計画から変更がなかったことを記載すべき。 ・ 決壊地点で水防活動が実施されなかったのに、「各地で水防団等により水防活動が実施された。」と書くのはおかしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見のダムの集水面積に関しては、ご意見を踏まえて修正します。 ・ 原案「1.2 治水の沿革」においては、これまでの治水事業や洪水等に関して網羅的に記述すると文章の量が極めて多くなることから、主に基準地点である石井地点について、概要を簡潔に記載しています。 ・ 平成27年9月洪水の際には、各地点で水防団等により水防活動が実施されていたことが、各市町から報告されています。 ・ なお、多くの箇所、河川堤防周辺の漏水、溢水、内水氾濫が生じた他、避難の呼びかけや誘導等も実施する必要があったため、すべての箇所、土のう積み等を実施することができなかったものと考えます。
1. 3 利水の沿革	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利水の沿革について <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市は、湯西川ダムの開発水を利用しているが、水需要が減少し、参画する必要がなかったことを記載すべき。 ・ 川治ダムの工業用水は未利用であることを記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計し、水道用水等の供給や施設整備に関する施策を策定するのは地方公共団体等であり、河川整備計画はご意見の趣旨を記載するものではありません。 ・ 河川整備計画は、河川整備基本方針に従って計画的に実施すべき具体的な河川工事及び河川の維持について定めるものであり、ご意見の趣旨を記載するものではありません。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源開発基本計画を策定する意味がないことを記載すべき。 ・ ダムがあっても取水制限は起こり、取水制限では被害が出ないことを記載すべき。 ・ どの用水の取水制限か記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川水系の水資源開発は、整備途上にあり、近年でも平成 24 年、平成 25 年と連続して取水制限を行う事態が生じています。近年の気象変化を踏まえたきめ細かな水運用に努めるとともに、取水制限が行われた場合には、関係機関と協力して節水を呼びかけるなど、被害の最小化に努めています。 ・ 渇水時には、利根川水系渇水対策連絡協議会、鬼怒川水利調整連絡会、鬼怒川上流水利調整連絡会において、対応を協議し、取水制限等を実施しています。なお、取水制限を実施したのは、水道用水、工業用水、農業用水になります。
1. 4 河川環境の沿革	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川環境の沿革について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河床低下の原因はダムであると記載すべき。 ・ 水質改善を持って河川環境が改善された書き方は修正すべき。 ・ いつから発電事業者の協力を得て維持流量を確保しているか記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河床低下については、原案「2.4 河川維持管理の現状と課題」において、鬼怒川では山地地域からの土砂供給量の減少や昭和 40 年代以降始まった砂利採取により河床低下が進行した旨を記載しています。 ・ また、水質改善に関する事実を記載しています。 ・ なお、原案「1.4 河川環境の沿革」には、水質の改善以外にも、生態系に関する課題として、攪乱頻度の減少により外来種が侵入するためカワラノギクやコアジサシ等の動植物の生息・生育環境の減少等、事実関係を簡潔に記載しています。 ・ 河川環境の沿革については、これまでの取組等について簡潔に記載しています。
2. 河川整備の現状と課題	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設ダムに関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダム上流の堆砂とダム下流の河床低下について記載すべき。 ・ ダムの堆砂は解決策がなくダムの致命的欠陥であることを記載すべき。 ・ 湯西川ダムは治水上効果が無く、建設する意味が無かったことを記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム上流の堆砂とダム下流の河床低下については、原案「2.4 河川維持管理の現状と課題」に記載しています。 ・ ダムの堆砂に関する対策については、原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」において、堆砂状況を把握し、貯水池機能を保持するため必要な対策を検討し実施することとしています。 ・ また、ダムの堆砂対策としては、堆積土砂の掘削・浚渫、貯砂ダムの

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>設置、排砂バイパス、排砂ゲートの設置等を組み合わせた対策が、ダム毎に必要な応じて行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における湯西川ダムを含む鬼怒川上流 4 ダムの効果については、関東地方整備局のHPにて公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000638258.pdf
2. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	6	<ul style="list-style-type: none"> 河床低下について <ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川の河床低下についての認識を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、原案「1.4 河川環境の沿革」及び「2.4 河川維持管理の現状と課題」に記載しています。
	7	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> 下流の堤防整備率が低かった理由を記載すべき。 平成 24 年の緊急点検に上三坂が入っていない理由を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の地点の詳細な経緯などを含め網羅的に記述すると、文章の量が極めて多くなることから、その特徴を簡潔に記載しています。 なお、鬼怒川については、これまでに、下流部の茨城県区間では、連続堤防の整備（嵩上げや拡築等を含む）による流下能力の向上、流れの速い上流部の栃木県区間では、護岸整備による河岸の強化、ダム整備による流量の低減などを行うことにより、川全体にわたって安全度を向上させてまいりました。 このような中で、昭和 48 年に、さらに多くの洪水を安全に流下させるために治水計画を変更したことから、茨城県区間では、計画上の堤防の断面を大きくする必要が生じました。 その結果として、茨城県区間の堤防整備率は、数字の上では低下していますが、当時の茨城県区間の整備が、上流部の栃木県区間と比較して著しく遅れていた訳ではありません。 その後、鬼怒川では、下流部の茨城県区間における堤防整備に重点的に予算を充当し、流下能力が大きく不足する箇所を優先して、下流から整備を進めてきたところです。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> さらに、今年度から実施する激特事業等により、鬼怒川の茨城県区間の堤防整備について、緊急的・集中的に実施してまいります。 なお、堤防の緊急点検は、平成24年7月の九州の豪雨災害等を踏まえ、国管理河川の堤防のうち、水防上特に注意を要する箇所について、堤防の浸透に対する安全性、流下能力の不足する箇所、侵食に対する安全性の観点から点検し、上下流バランスを確保しつつ、鬼怒川では下流を中心に7.75k付近～19.5k付近等の12.2kmを対象区間として抽出しており、その上流に位置する決壊箇所は、対策優先区間には含まれなかったものです。
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	8	<ul style="list-style-type: none"> 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> 河床低下により取水が困難であり、対策が必要であることを記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、原案「2.4 河川維持管理の現状と課題」において、局所的な深掘れが生じた箇所等があり、横断工作物や河川管理施設等への影響が懸念されることから、適切な河道管理を行う必要がある旨記載しています。
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	9	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境について <ul style="list-style-type: none"> 生物の経年変化を定量的に記載すべき。 魚道の効果を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川の重要種確認数を、原案「2.3(2) 自然環境」の表2-9に最新の河川水辺の国勢調査による確認数を記載しています。 なお、過去の河川水辺の国勢調査の結果については、河川環境データベースでご覧いただけます。 http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/ 水海道床止工から勝瓜頭首工までの横断工作物について、魚道の整備を行い、魚類等の遡上、降下環境が確保されるようになりました。 原案「5.2.3(2) 自然環境の保全」において記載しているとおり、引き続き状況を調査・確認し、機能の保持に努めることとしています。
	10	<ul style="list-style-type: none"> 河川空間の利用について <ul style="list-style-type: none"> 高水敷の利用により人の心が豊かになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については原案「2.3(3) 河川空間の利用」において、市民団体等によるEポート大会、高水敷での花とふれあいまつり等のイベントや環境学習等の活発な河川利用が見られると記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2. 4 河川維持管理の現状と課題	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川維持管理の現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で実施している事項は 5.2 に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修文します。
2. 5 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害について <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨で明らかになった課題と対策を記載すべき。 ・ 溢水や越水箇所などについて明らかにすべき。 ・ 4 ダムの効果について、石井地点から水海道地点で 9 割も減衰しており誤りである。 ・ 八間堀排水機場の長時間運転停止は不手際である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨時の漏水箇所等に関しては、原案「1.2(9)平成 27 年 9 月洪水（平成 27 年 9 月関東・東北豪雨）」において、茨城県常総市三坂地区で決壊するなど、溢水 7 箇所、漏水等の被害は 97 箇所の被害が発生した旨、記載しています。 ・ なお、一般被害の状況については、茨城県公表資料を確認すると、全壊 54 件、大規模半壊 1,649 件、半壊 3,574 件、床下浸水 3,385 件、床上浸水 168 件、死者 2 名の甚大な被害となっており、修文します(平成 28 年 1 月 22 日現在)。 ・ 課題については、原案「2.5 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害で明らかになった課題」の「2.5.2 主な課題」に、河川整備については、上下流バランスの確保等を図る必要があることや財政等の制約もあることから、氾濫の危険性が高い区間であっても早急に解消することが困難な場合がある、等記載しています。 ・ また、対策については、原案「5. 河川整備の実施に関する事項」において、具体的には被害の大きかった鬼怒川下流域（茨城県区間）において、再度災害防止を目的に、国、茨城県、常総市など鬼怒川沿川の 7 市町が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として緊急的・集中的に実施することとして記載しています。 ・ ダムの効果については、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における鬼怒川上流 4 ダムの効果について、関東地方整備局の HP にて公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000638258.pdf ・ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における洪水時のポンプや水門の操作については、鬼怒川の全域にわたって水位が上昇し、三坂町地区で堤防が決壊する等、鬼怒川の堤防が危険な状況になるとともに、八間堀

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備の手順に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水調整施設を優先し、河道整備が遅れていたことを記載すべき。 ・ 堤防を強化してこなかったことを記載すべき。 ・ 治水上の上下流、左右岸バランスが崩れていた理由を記載すべき。 ・ 洪水調節施設と、堤防整備のバランスが重要である。 ・ 地元の築堤要望を無視したために起きた水害であり、民意の無視を課題に挙げるべき。 	<p>川下流沿川が広域に浸水する中で、鬼怒川や八間堀川等の状況を見ながら適切に操作を行ったものと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼怒川については、これまでに、下流部の茨城県区間では、連続堤防の整備（嵩上げや拡築などを含む）による流下能力の向上、流れの速い上流部の栃木県区間では、護岸整備による河岸の強化、ダム整備による流量の低減などを行うことにより、川全体にわたって安全度を向上させてまいりました。 ・ このような中で、昭和 48 年に、さらに多くの洪水を安全に流下させるために治水計画を変更したことから、茨城県内区間では、計画上の堤防の断面を大きくする必要が生じました。 ・ その結果として、茨城県区間の堤防整備率は、数字の上では、低下していますが、当時の茨城県区間の整備が、上流の栃木県区間と比較して著しく遅れていた訳ではありません。 ・ その後、鬼怒川では、下流部の茨城県区間における堤防整備に重点的に予算を充当し、流下能力が大きく不足する箇所を優先して、下流から整備を進めてきたところです。 ・ さらに、今年度から実施する激特事業などにより、鬼怒川の茨城県区間の堤防整備について、緊急的・集中的に実施してまいります。 ・ なお、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨においては、鬼怒川上流の 4 つのダムで適切に洪水調節を行い、ダム下流の流量を低減させる効果を発揮しました。 ・ 鬼怒川上流 4 ダムの効果については、関東地方整備局の HP にて公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000638258.pdf
2. 6 気候変動の影響による課題	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の影響による課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事象を想定するのであれば、超過洪水対策は高規格堤防しかないという方針はおかしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼怒川においては、超過洪水対策として高規格堤防を整備する計画の区間はありませぬ。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
3. 2 計画対象期間	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画対象期間について <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化、気候変動に応じた柔軟な計画とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「3.2 計画対象期間」において、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術に進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行う。特に、気候変動による洪水流量の増加等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行う。と記載しています。
4. 河川整備計画の目標に関する事項	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の目標に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 小貝川との分離について、記載しすぎではないか ・ 小貝川との分離について、正確に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、歴史に関する文献等を用いて作成された「利根川百年史」に記載されている内容を簡潔に記載しています。
4. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標について <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画の目標は平成 27 年 9 月洪水と同規模が妥当である。 ・ 想定外の洪水を考えない定量治水はやめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の整備は洪水を安全に流下させるための対策が基本であり、そのためには一定の目標を定めることが必要だと考えています。 ・ その上で、原案「4.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載しているとおり、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めることが重要であると考えます。
5 河川の整備の実施に関する事項	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の整備の実施に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流部は低平地が広がり、決壊した場合の被害が大きいため、洪水調節池を整備すべき。 ・ 鬼怒川・小貝川連絡水路を設置し、洪水調節及び濁水対策として計画すべき。 ・ 大型事業ではなく、地道に確実な安全性を高める対策を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規調節池及び連絡水路の設置については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、安全性を高める対策については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおり、河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対し、治水安全度の向上を図ることとしています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防など巨大構造物を整備せず、堤防整備を行うべき。 ・ 下流部の整備箇所に記載のない山付き部で浸水被害が発生した箇所も整備すべき。 ・ 堤防整備を早期に実施してほしい。 ・ 被災が発生した箇所の越水対策、無堤防区間の対策等について、早期に着手してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼怒川においては、超過洪水対策として高規格堤防を整備する計画の区間はありませぬ。 ・ 原案「5. 1. 1(1)洪水等による災害の発生の防止又は権限に関する事項」において、堤防が必要な区間のうち、堤防が整備されていない区間や、附図2に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、上下流バランスを考慮しつつ、築堤、嵩上げ・拡築を行うこととして記載しています。 ・ 山付き部における浸水被害の箇所については、原案「5. 1. 1 (2) 河道掘削」により、河道整備において目標とする流量を流下させるため河道掘削等を行うことで浸水被害を防止することが出来ます。 ・ ご意見の趣旨については、平成27年12月4日の記者発表により公表している「鬼怒川緊急対策プロジェクト」において、ハード対策については本年度から平成32年度まで緊急的・集中的に実施し、ソフト対策については、速やかに着手し、継続的に取り組むこととしています。 http://www.mlit.go.jp/common/001112484.pdf ・ なお、原案「5.河川の整備の実施に関する事項」においても、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として、緊急的・集中的に実施する旨記載しています。
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河道掘削について <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧石下町から水海道豊水橋までの河道掘削を早急に行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、平成27年12月4日の記者発表により公表している「鬼怒川緊急対策プロジェクト」において、ハード対策については本年度から平成32年度まで緊急的・集中的に実施し、ソフト対策については、速やかに着手し、継続的に取り組むこととしています。 http://www.mlit.go.jp/common/001112484.pdf ・ なお、原案「5.河川の整備の実施に関する事項」においても、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を「鬼怒川緊急対策プ

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			プロジェクト」として、緊急的・集中的に実施する旨記載しています。
	21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸透・侵食対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 中流域は侵食による破堤のおそれがあるため、侵食対策を行うべき。 ・ 守谷市板戸井地先を追加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1(3)浸透・侵食対策」に記載しています。 ・ 守谷市板戸井地先は、山付き区間であり河岸の侵食等に関して、「山付き区間においては、河岸の崩落等による河道埋塞等を回避するため維持管理を行う。」旨を案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しました。
	22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 八間堀川の排水ポンプを増強すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、八間堀川の管理者である茨城県と調整を図り、必要に応じて対策を実施してまいります。
	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支川合流点処理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 田川合流点に排水機場の整備等、必要な対策を早期に講じるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田川の合流点部（鬼怒川堤防）については、田川の管理者である茨城県が行う治水対策と調整を図り、必要な対策を実施してまいります。
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の能力を上回る洪水を想定した対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水施設の能力を上回る洪水を想定した対策は極めて重要である。 ・ いかなる洪水がきても、壊滅的な被害を受けない河川整備のあり方に改めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「4.1洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」記載しているとともに、危機管理型ハード対策として原案「5.1.1(7)施設の能力を上回る洪水を想定した対策」、ソフト対策として原案「5.2.1(12)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に記載しています。
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防強化について <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐越水堤防とし、越水による破堤を防ぐべき。 ・ 裏法を補強しない工法を採用すべきでない。 ・ 低コストの耐越水工法を導入し、他の河川にも活用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の鬼怒川での洪水氾濫を受け、洪水を安全に流すためのハード対策に加え、洪水時の円滑な避難を支援するために「危機管理型ハード対策」として、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を、すべての直轄河川において平成32年度を目途に実施することとしました。 ・ 鬼怒川においては、決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫として栃木県内区間の延長0.8kmを位置づけております。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 越流しても、決壊までに時間が稼げる「耐越水堤防」を整備すべき。 ・ 決壊する時間が延びても決壊すれば被害軽減にはならない。 ・ 越水した場合でも、決壊までの時間を引き延ばす堤防構造の工夫とあるが、超過洪水対策は高規格堤防しかないという基本方針との整合性を整理すべき。 	<p>茨城県内区間においては、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として、被災時と同じ規模の洪水を安全に流すための河川改修を本年度から平成32年度まで緊急的・集中的に実施することとしており、堤防の整備を実施する際にはアスファルト等による天端の保護を行うこととしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに、洪水を安全に流すためのハード対策に加え、洪水を安全に流すための整備が短期間には実現困難な箇所での被害軽減策として、越水に対する耐久性を増加させる観点から、河川堤防の補強技術を検討・実施してきました。 ・ 河川堤防は土堤が原則とされていますが、これは、河川堤防が長大な延長を有する重要な治水施設であることに照らし、経済性、状態監視の容易性、修繕・復旧の容易性、長期的な機能の継続性などの事項が求められることによるもので、堤防の補強についても同様な事項が求められます。 ・ しかしながら、これまでの検討においては、上記事項を満たし、かつ、新たな用地を必要としない補強技術で、耐久性が越水に対して決壊しないと言える水準に達したものは確立されていません。
5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 利水環境を確保するために必要な河床低下対策を実施する旨を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河床低下に関しては、原案「2.4 河川維持管理計画の現状と課題」において、局所的な深掘れが生じた箇所等があり、横断工作物や河川管理施設等への影響が懸念されることから、適切な河道管理を行う必要がある旨記載しています。 ・ これまでも河床低下に伴う低水護岸や橋梁の橋脚の基礎部分の洗掘が発生しており、河床の安定化対策も実施してきているところですが、原案「5.2.1(2)河道の維持管理」にて河道の機能を適切に維持していくため、点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努めるとしており、引き続き河床の安定化対策を実施してまいります。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全と再生について <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施しているものは成果を含めて記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水海道床止工から勝瓜頭首工までの横断工作物について、魚道の整備を行い、魚類等の遡上、降下環境が確保されるようになりました。 ・ 原案「5. 2. 3(2)自然環境の保全」において記載している様に、引き続き状況を調査確認し、機能の保持に努めることとしています。
5. 2. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河道の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河道内の樹木やヨシは、放置せず管理すべき。 ・ 山付き堤防区間について、開発行為により機能が低下しないよう、堤防と同じ機能を確保してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河道内の樹木管理に関しては、原案「5. 2. 1(2)河道の維持管理」において、記載しています。 ・ 山付き区間については、市街地側の地盤高さが前後の堤防高よりも相当程度高いことから、堤防整備を行う予定はありません。
	29	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの堆砂対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 堆砂対策について、有効な対策がないことを記載すべき。 ・ 過去に実施しているダム貯水池に堆積した土砂の下流への還元やフラッシュ放流の効果を記載すべき。 ・ 各ダムの堆砂量も記載し、問題点を明らかにすべき。 ・ 堆砂対策の取組を強化すべき。 ・ ダムの堆砂により生物への影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の対策に関しては、原案「5. 2. 1(4)ダムの維持管理」において、堆砂状況を把握し、貯水池機能を保持するため必要な対策を検討し実施することとしています。 ・ また、ダムの堆砂対策としては、堆積土砂の掘削・浚渫、貯砂ダムの設置、排砂バイパス、排砂ゲートの設置等を組み合わせた対策が、ダム毎に必要な応じて行われています。 ・ なお、堆砂の状況等については、関東地方ダム等管理フォローアップ委員会にて公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000135.html
	30	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの維持管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの役割は重要であり、適切な維持管理をお願いしたい。 ・ 濁りによる生物への影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの適切な維持管理については、原案「5. 2. 1(4)ダムの維持管理」に記載しています。 ・ ご意見の濁りに関しては、原案「5. 1. 3(1)水質改善対策」に記載しています。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可工作物の機能の維持について <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋脚が流下を妨げ、推移を挙げた可能性があるため、河川区域内の構造物の設置等の許可について見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川区域内における工作物の設置等については、定められた技術的基準に基づき許可を行っています。
	32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等における基礎的な調査・研究について <ul style="list-style-type: none"> ・ 中流域の河道貯留効果の把握に努め、効果が十分に発揮されるよう努めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原案「2.4 河川維持管理の現状と課題」において、鬼怒川では中流部の幅の広い河道を活用した遊水機能を確保できるよう河道を適切に維持管理する必要があると記載しており、原案「5.2.1(11) 河川等における基礎的な調査・研究」において記載している洪水時における水理特性等に関する調査・研究を推進し、把握に努めることとしています。 ・ また、原案「5.2.1(2) 河道の維持管理」において、河道貯留効果が十分に発揮されるよう河道を適切に維持していく旨追加し修文します。
	33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水氾濫に備えた社会全体での対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体に対して災害の切迫感を何度も伝えるべき。 ・ 情報を市町村と共有するだけでなく、住民と直接共有すべき。 ・ 各自治体が危険の目安を把握するための水位計を設置し、危険度の指標を示してほしい。 ・ 広域避難に関する仕組みづくりなど住民の避難を促す対策を進めるべき。 ・ 国や自治体、住民との災害情報の双方向性を確立すべき。 ・ 高齢者等情報弱者への情報提供の仕組みを考えるべき。 ・ 住民の防災意識の向上を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1(12) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に記載しています。 ・ 自治体に対して災害の切迫感を何度も伝えるべきに関しては、原案「5.2.1(12) 1) 市町による避難勧告等の適切な発令の促進」の取組の中で、実施するように努めてまいりたいと考えています。 ・ また、住民と直接共有すべきに関しては、原案「5.2.1(12) 2) 住民等の主体的な避難の促進」において、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で直接住民に情報提供するためのシステムについて、双方向性と情報の充実も考慮して整備に努めるとともに従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。と修文します。 ・ なお、情報弱者への情報提供の仕組みを考えるべきに関しては、原案「5.2.1(12) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に関する取組の中で、関係機関と調整し、検討していきます。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民避難については、広い範囲で考えるべき。 ・ 災害情報をマスコミから収集する方法を考えるべき。 ・ 水害リスクの高い土地の利用を規制する法律を整備するべき。 ・ 洪水時の水位、雨量データ等を公表すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民避難については、広い範囲で考えるべきに関しては、具体的な対策として、国、茨城県、沿川の7市町において先行的な検討を進める旨を追記しました。 ・ 災害情報をマスコミから収集する方法を考えるべきに関しては、今後の参考とさせていただきます。 ・ 平常時や洪水時の水位データ、降雨データについては、「川の防災情報」としてホームページにより、全国のリアルタイム雨量・水位情報を提供しています。 http://www.river.go.jp/
5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全について ・ 礫河原の減少により動植物の生息の場が失われているため、河道の維持管理をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(2)自然環境の保全」において記載しています。
	35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川空間の適正な利用について ・ 堤内の利用に合わせ河川敷を利用できる階段等をつくってほしい。 ・ 管理用道路をサイクリングロードとして活用したい。 ・ 河川空間の利用については、自治体の意見をきいてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(3)河川空間の適正な利用」において記載しています。 ・ 原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」において、地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえた地域住民に親しまれる河川整備を推進することを記載しています。
	36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の推進について ・ 環境団体と協力した防災教育に取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1(12)3) 防災教育や防災知識の普及」において記載しています。
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について ・ 田んぼダムについて農水省との協働研究を実施すべき。 ・ 土地利用規制にまで踏み込んだ法律を整備するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、原案「6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」において、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田の機能の保全や主に森林土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林や水源林の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続す

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>ることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、法律を整備すべきに関しては、今後の参考とさせていただきます。
6. 3 ダムを活かした水源地域の活性化	38	<ul style="list-style-type: none"> • ダムを活かした水源地域の活性化について <ul style="list-style-type: none"> • ダムの重要性を流域の住民に伝える仕組みを考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> • ご意見の趣旨については、原案「6.3 ダムを活かした水源地域の活性化」に記載しており、その取組の中で検討していきます。
6. 4 治水技術の伝承の取組	39	<ul style="list-style-type: none"> • 治水技術の伝承の取組について <ul style="list-style-type: none"> • 「鎌庭の捷水路」を「先人の知恵」であるかのように書いているが、ショートカットすれば流速を増すという欠点もある。検証してから評価すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> • 原案「6.4 治水技術の伝承の取組」において、鬼怒川は、古くから治水技術を駆使して洪水防御を行ってきており、鎌庭の捷水路もそのひとつである旨を記載しています。なお、鬼怒川の歴史に関係のある新田開発や当時の輸送の主力である舟運の確保にも効果があったものと考えております。 • また、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努める旨記載しています。
その他	40	<ul style="list-style-type: none"> • 整備計画策定に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> • 平成 27 年 9 月の「関東・東北豪雨」で未曾有の災害を受けた、鬼怒川の河川整備計画の早期策定を望む。 • 本当に必要な経費は財政状況にかかわらず確保すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> • 早急に河川整備計画を策定し、これに基づく適切な整備等を進めて参りたいと考えています。 • 原案「5. 河川整備の実施に関する事項」において、具体的には被害の大きかった鬼怒川下流域（茨城県区間）において、再度災害防止を目的に、国、茨城県、常総市など鬼怒川沿川の 7 市町が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として緊急的・集中的に実施するとして記載しています。
	41	<ul style="list-style-type: none"> • 基本高水に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> • 基本高水流量の計算をやり直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国土交通省関東地方整備局では、平成 25 年 5 月に利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】を策定しましたが、この際に用いた流出計算モデルは、従来の流出計算モデルの問題点を整理し、基本高水の検証等を行った新たな流出計算モデルです。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> • この新たな流出計算モデルの構築やこれを用いた基本高水の検証作業に当たり、国土交通省は、第三者的で独立性の高い学術的な機関である日本学術会議に評価を依頼し、河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会において審議され、新たな流出計算モデルやこれを用いた基本高水の検証について妥当と判断されています。 • 国土交通省では、これらの利根川の基本高水の検証を平成 23 年 9 月に「利根川の基本高水の検証について」として公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000173.html • 鬼怒川においても「利根川の基本高水の検証について」と同様の考え方に基づき既往最大洪水となった平成 27 年 9 月洪水も含めた、過去の洪水データの点検を行った上で、流出計算モデルに必要な定数等の設定を行い、利根川水系鬼怒川河川整備計画の策定を検討することとし、その内容をとりまとめ公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000638061.pdf
	42	<ul style="list-style-type: none"> • その他 <ul style="list-style-type: none"> • 河川区域外でも行政代執行ができるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 河川法の規制を受けない河川区域外では、行政代執行は実施できません。 • ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(8)不法係留船対策」に記載されているものです。